

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由
条例第2条	コンビニエンスストア等について	コンビニエンスストア等の看板については、文字や商標登録(色彩のみからなる商標)されている部分とパネル部分が一体となっている場合は、全体を屋外広告物として取り扱うこととする。ただし、文字や商標等と物理的に一体となっていないパネル部分は屋外広告物としては扱わないこととする。	令和5年12月1日	色彩商標登録のみ屋外広告物となることを明記
条例第2条	影像について	・神仏像は、基本的には屋外広告物としては扱わない。ただし、神仏像に商業活動等の名称等(寺院等の名称、神仏像の名称及び寄贈者の名称は除く)が入っているものは、全体を広告塔として扱い、屋外広告物として扱うこととする。 ・各業者のキャラクター人形については、原則、屋外広告物として取り扱うこととする。	平成24年10月1日	-
条例第2条	庇等の下の広告物について	・「単に庇が出ている」場合、その下の広告物については、屋外に設置してあるものと判断し、原則、屋外広告物として取り扱う。ただし、屋内の用途に使用されている場合は、屋外広告物として取り扱わない。 ・「上屋のある回廊やビロティ等」に設置してある広告物については、柱より内側にあるものは屋外広告物として取り扱わず、柱より外側にあるもの(柱外側を含む)は屋外広告物として取り扱う。 ◆解説図参照	令和3年3月26日	-
条例第6条	「道路等の用地から展望できる範囲の地域」について	条例第6条第1項第十二号における「道路等の用地から展望できる範囲の地域」は次の視点から見える範囲とし、地形条件や不透過の遮音壁または建築物等により道路から展望できない範囲は除くこととする。 <道路> ・視点の位置は、走行車線の中央付近とする。 ・視点の高さは、概ね1.2m程度とする。 <東海自然歩道> ・視点の高さは、概ね1.5m程度とする。ただし、車の通行が不可能な区間に限る。 <鉄道> ・視点の高さは、車窓高相当とする。 ただし、指定範囲と同程度の距離以上が確保できる場合は「道路等の用地から展望できる範囲の地域」から除くこととする。 ◆解説図参照	令和1年12月1日	-
条例第7条	布製の広告物等の耐久性について	布製の広告物その他これに類するものの耐久性については、1日のうち掲出時間を限定する、天候により掲出を見合わせる等の適切な管理の下にあるものは、耐久性があるものとして扱い、60日を超える有効期間で許可することができるものとする。この際、適切な管理の下に耐久性の持続を推定する趣旨があるので、有効期間に達しない間に当該広告物の耐久性が減じ、取り替えを要することとなった場合は、その時点をもって有効期間は満了する取扱いとする。	平成24年10月1日	-
条例第7条	複数の許可機関にまたがる場合の許可について	敷地が許可機関をまたぐ場合には、敷地単位ではなく、広告物の設置場所により許可機関を定める。ただし、敷地全体における総量等の審査があるので、全体の計画をそれぞれの機関に提出すること。なお、屋外広告物自体が許可機関をまたぐ場合については、表示面積の大きい方の許可機関が取り扱うものとする。 ◆解説図参照	令和3年3月26日	-
条例第7条	広告板の表示面積について	広告板の表示面積については以下のとおり取り扱う。 ・表示面積は表示内容ではなく表示面の板全体とする。 ・2面以上を表示する広告物の面積は表示面の合計とする。 ・自家用広告物の建植広告物において許可基準という表示面積とは、一の事業敷地に建植する広告物の合計であり、単体の表示面積ではない。 ・建植広告物の面積は原則、解説図のとおり算出とするものとする。これにより難い場合は、個別に対応するものとする。 ◆解説図参照	令和4年4月1日	-
条例第7条	一敷地に複数店舗が存在する場合の屋外広告物について	一敷地に複数の店舗等が存在する場合は、原則として店舗等毎に判断するものとする。 ・複数の業者がそれぞれ店舗等を構える場合においては、店舗等毎に表示面積を算出する。 ・一事業者が複数の異なる店舗等を構える場合は店舗等毎に表示面積を算出する。 店舗等とは店舗、事務所、工場等を指す。 ◆解説図参照	令和3年3月26日	-

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由																
条例第9条	道標について	<p>道標とは、店舗、事業所等へ誘導する目的で表示または設置される広告物である。 この取り扱いについては以下のとおりとする。</p> <p>○許可地域内における建植する道標や禁止地域内における道標については、誘導を目的とした表示面積が全体表示面積の過半であること。</p> <p>上記道標について、全体表示面積の上限は、広告物として最大となる1方向からみて判断する。表裏両面に設置する場合は、片面ごとで上限に収め、設置数は2基とする。</p> <p>○許可地域内において、建築物や工作物等を利用する道標の許可基準は、自家用広告物以外の広告物の基準とする。ただし、第一種・第二種許可地域において、屋上に表示することは許可しない。</p> <p>◆解説図参照</p>	平成25年1月18日	-																
条例第9条	大規模小売店舗立地法に基づく標識類(広告物)について	<p>大規模小売店舗立地法第5条第1項及び第6条第1項に基づく届出を行った店舗の事業敷地内で、車両や歩行者の誘導に必要な標識類については、適用除外の広告物とする。</p> <p>ただし、これらの標識類の内、「商品広告等(会社名、ロゴ含む)」以外の表示面積が、全体の表示面積の過半であること。</p>	令和1年12月1日	-																
条例第9条	自家用広告物について	単に広告物を設置するために、取得又は借地した土地は、自家用の敷地とは扱わない。	平成24年10月1日	-																
条例第9条	他の法令の規定に基づいて表示等が定められているもの	<p>他の法令又は規定により表示義務があるものについては、適用除外となる。例としては、次のものがある。なお、事業所名(店名)、商品広告等の法令等による表示義務がないものは含まない。 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名等</th> <th>法令内容等</th> <th>適用除外となる表記内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 危険物の規制に関する規則</td> <td>危険物の規制に関する規則(第28条の2の5第1項) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。</td> <td>ガソリンスタンドの「セルフ」(店名等でないものに限る)</td> </tr> <tr> <td>2 大規模小売店舗立地法</td> <td>大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)</td> <td>(表記事例) 右左折指示、止まれ、駐車場のPマーク、禁止掲示等 ※詳細は、取扱い基準11「大規模小売店舗立地法に基づく標識類(広告物)について」を参照。</td> </tr> <tr> <td>3 旅客自動車運送事業運輸規則</td> <td>路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を停留所において、公衆に見やすいうように掲示しなければならない。</td> <td>・事業者及び当該停留所の名称 ・当該停留所に係る運行系統 ・前号の運行系統ごとの発車時刻 ・一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合又は二以上の停留所が相互に近接している場合であつて旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置 ・業務の範囲を限定する条件が付されている事業にあつては、その業務の範囲検証</td> </tr> <tr> <td>4 保険薬局に係る省令</td> <td>保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(第7条) 保険医療機関及び保険医療養担当規則(第2条の6)</td> <td>・保険薬局である旨の表示 ・開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項等</td> </tr> </tbody> </table>	法令名等	法令内容等	適用除外となる表記内容	1 危険物の規制に関する規則	危険物の規制に関する規則(第28条の2の5第1項) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。	ガソリンスタンドの「セルフ」(店名等でないものに限る)	2 大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)	(表記事例) 右左折指示、止まれ、駐車場のPマーク、禁止掲示等 ※詳細は、取扱い基準11「大規模小売店舗立地法に基づく標識類(広告物)について」を参照。	3 旅客自動車運送事業運輸規則	路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を停留所において、公衆に見やすいうように掲示しなければならない。	・事業者及び当該停留所の名称 ・当該停留所に係る運行系統 ・前号の運行系統ごとの発車時刻 ・一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合又は二以上の停留所が相互に近接している場合であつて旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置 ・業務の範囲を限定する条件が付されている事業にあつては、その業務の範囲検証	4 保険薬局に係る省令	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(第7条) 保険医療機関及び保険医療養担当規則(第2条の6)	・保険薬局である旨の表示 ・開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項等	※この他、法令の規定に基づいた表示等については、申請者側が根拠を示すこと。 ※商品広告等(会社名、ロゴ含む)以外の表示面積が、全体表示面積の過半である	令和3年3月26日	-
法令名等	法令内容等	適用除外となる表記内容																		
1 危険物の規制に関する規則	危険物の規制に関する規則(第28条の2の5第1項) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。	ガソリンスタンドの「セルフ」(店名等でないものに限る)																		
2 大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)	(表記事例) 右左折指示、止まれ、駐車場のPマーク、禁止掲示等 ※詳細は、取扱い基準11「大規模小売店舗立地法に基づく標識類(広告物)について」を参照。																		
3 旅客自動車運送事業運輸規則	路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を停留所において、公衆に見やすいうように掲示しなければならない。	・事業者及び当該停留所の名称 ・当該停留所に係る運行系統 ・前号の運行系統ごとの発車時刻 ・一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合又は二以上の停留所が相互に近接している場合であつて旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置 ・業務の範囲を限定する条件が付されている事業にあつては、その業務の範囲検証																		
4 保険薬局に係る省令	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(第7条) 保険医療機関及び保険医療養担当規則(第2条の6)	・保険薬局である旨の表示 ・開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項等																		

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由
条例第9条	自己の管理する土地・物件に管理上必要な広告物について	<p>条例第9条第1項第3号に掲げる「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物」とは以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の管理者を表示する広告物等 ・「管理地」、「管理者・事業者名(企業ロゴ含む)」、「電話番号」 ○ 管理する土地を利用する者に注意事項や違反行為に対する罰則等を表示する広告物等 ・「注意事項・罰則」、「右左折指示、止まれ等の進行方向を制限した表示類」、「車両等のPマーク」、「貸し駐車場の契約者名」、「管理者・事業者名(企業ロゴ含む)」、その他これらに類する表示内容。 ・「管理者・事業者名(企業ロゴ含む)」以外の表示面積が、全体の表示面積の過半であること。 ○ただし、上記以外に営業内容を含むものは、原則、適用除外とならない。 <p>◆管理用広告物の面積計算について 上記表示内容及び高さや面積基準(高さ3m以内、面積:第一種禁止地域1m²以内、第二種禁止地域及び第一種～三種許可地域3m²以内)を満たす管理用広告物は、敷地内に複数設置して面積合計が3m²を超える場合、基準内の3m²は管理用広告物の適用除外(条例第9条第1項第3号)として面積を控除し、超過した面積分は自家用広告物等として計算することとする。</p> <p>◆解説図参照</p>	令和3年3月26日	-
規則第9条	堅ろうな広告物等について	<p>堅ろうな広告物等については建築基準法第6条第1項の規定により確認を受けたもの(確認済証有)又はこれに準すると知事が認めたものとされているが、この内、「これに準するもの」として取り扱うものは、次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を受けたもの ・建築基準法第18条第3項の規定による確認を受けたもの ・建築基準法第7条第5項の規定による検査を受けたもの ・建築基準法第7条の2第5項の規定による検査を受けたもの ・建築基準法第18条第16項の規定による検査を受けたもの ・建築基準法第12条第5項の規定による施工状況報告をしたもの (ただし、構造上の安全性の確認がとれているものに限る。) ・建築基準法第12条第7項の規定による台帳記載事項証明されているもの 	平成24年10月1日	-
規則別表第1 別表第3	埠又は垣を利用する広告物等について	埠又は垣とは、既に生活や営業等の実態がある建築物の建つ敷地内等に設けられるものであり、なおかつ、屋外広告物を設置する目的で設けられたものではないこと。	平成24年10月1日	-
条例第7条	複数の許可、禁止地域にまたがる場合の許可について	<p>事業敷地が許可、禁止地域等の区分をまたがる場合には、広告物の設置場所により、各地域の設置基準等を適用させる。 (例:事業敷地内に第二種禁止地域と第一種許可地域がある、事業敷地内に第二種許可地域と第三種許可地域がある等) 屋外広告物自体が地域をまたぐ場合については、表示面積の大きい方の地域の許可基準等を適用させるものとして取り扱う。 なお、適用除外の表示面積に関する基準においては、敷地の過半に属する地域の基準を適用させるものとして取り扱うが、禁止地域が存在する場合には、禁止地域内にある屋外広告物がその上限を超えないこととする。</p>	平成25年1月18日	-
条例第7条	表示の内容が変化する広告物で「知事が認める方法」の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規則第八条・別表第一・共通基準ホに掲げる「信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法」について 交差点では車両用信号機の手前10mから交差点内まで、また予告信号等の場合は前後10mの範囲でかつ車道端から外側5mの範囲(以下「規制対象範囲」という)において、次に掲げる要件を全て満たす場合とする。 (1)規制対象範囲内で、車両用信号機の端から上下2mまでの範囲は、車両用信号機と概ね同方向とならないこと。 (2)規制対象範囲内で、歩行者用信号機の端から上下左右2mまでの範囲は、歩行者用信号機と概ね同方向とならないこと。 (3)信号機と類似する形状・表示でないこと。 なお、設置後に実際に信号機の視認の妨げになる状態が生じた場合は、除却せざることがある。 <p>◆解説図参照</p>	令和1年12月1日	-

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由
条例第7条 条例第9条	建物や工作物を利用する広告物の表示面積について	<p>1 壁面を利用する広告物の文字に関する表示面積の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>①文字の書かれた広告板を壁面に取付けて掲出する場合は、板面の大きさを表示面積とする。</p> <p>②壁面に文字を塗装により直接掲出する場合は、一文字ごとに囲った長方形(正方形を含む。以下同じ)の合計面積を表示面積とする。なお、文字が装飾されている場合(吹き出しの中にあるものや文字を囲っている場合等)は装飾部分も含めたものを表示面積とする。※</p> <p>③壁面に文字のみの板(切り文字)を掲出する場合は、一文字ごとに囲った長方形の合計面積を表示面積とする。※</p> <p>※禁止地域においては、一文字(装飾部分も含む)ごとに囲った長方形の合計面積のうち壁面部分の面積が50%以上となっている場合、文字(装飾部分も含む)のみの面積計算(算出方法は審査出来る方法とする)でも可とする。</p> <p>※表示面積の取り方は、文字全体(文章や単語等)を囲った面積での算出も可とする。</p> <p>◆解説図参照</p> <p>2 壁面を利用する広告物の絵等に関する表示面積の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>①絵等の書かれた広告板を壁面に取付けて掲出する場合は、板面の大きさを表示面積とする。</p> <p>②壁面に絵等を塗装により直接掲出する場合は、絵等の大きさを表示面積とする。なお、一定のイメージができる外壁の塗装色(取扱い基準1:色彩商標登録されたもの)等について、広告物として扱うものとする。広告物が否か不明確なものについては、個別案件として協議する。</p> <p>3 屋上を利用する広告物に関する表示面積の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>①板面や文字板など建物とは別に独立して表示している場合は、板全体の面積とする。</p> <p>②屋上に広告物を表示する以外の用途で設置した工作物や建物と連続したパラペットなどに広告物を設置する場合は、上記の1(①を除く)と同様に取り扱うものとする。絵等に関しては、上記2と同様に扱うものとする。</p> <p>4 工作物を利用する広告物の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>①板面や文字板など工作物とは別に独立して表示している場合は、板全体の面積とする。</p> <p>②工作物に直接掲出する場合は、上記の1(①を除く)と同様に取り扱うものとする。絵等に関しては、上記2と同様に扱うものとする。</p>	令和5年12月1日	表示面積の取り方は、文字全体を囲った面積での算出も可能であることを追加
条例第7条 条例第9条	キャノピーを有する建築物の鉛直投影面積について	<p>キャノピーを有する建築物の鉛直投影面積の算定は以下のとおりとする。</p> <p>①キャノピーと建物が一体となっている場合 キャノピー部と建物の合計を建築物の鉛直投影面積とする。ただし、重複部は控除する。</p> <p>②キャノピーと建物が重なっている場合 キャノピー部と建物の合計を建築物の鉛直投影面積とする。</p> <p>③キャノピーと建物が離れている場合 キャノピー部と建物は別々に算定する。</p> <p>◆解説図参照</p>	令和1年12月1日	-
条例第7条 条例第9条	事業場の敷地について	<p>・公道、水路等の公有地で事業場の敷地が分断されている場合には、横断できる状況になっている場合については、1つの敷地として扱う。 例:店舗が建っている敷地とは別に道路を挟んで駐車場がある場合</p> <p>・公道、水路等の公有地で事業場が分断されている場合で、横断以外の移動を伴って利用している敷地については、それぞれ別の敷地として扱う。</p> <p>◆解説図参照</p>	令和3年3月26日	-
条例第2条	表示内容の識別が困難な広告物等について	広告物自体が小さいこと等により遠方から文字や絵画等が識別できない場合であっても、原則として、公衆に表示されるものとして取り扱うこととする。	令和1年12月1日	-

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由
規則別表第1	外壁及び塀又は垣を利用する広告物等(自家用広告物以外)に係る個数について	<p>自家用広告物以外の広告物等に係る基準で、個数の上限が定められているものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く):一の壁面につき2個以下であること ・塀又は垣を利用する広告物等:1方向につき2個以下であること <p>上記の個数についての取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①広告板で表示されるものは、広告板の個数で判断する。 ②切り文字や塗装等で表示されるものについては、文字・その他の表示(キャラクター等の図画)等における一体感で個数を判断する。 <p>◆解説図参照</p>	令和3年3月26日	-
第9条	道路法の占用許可を受けて「道路標識令」に基づき表示し、または設置される標識について	道路法の占用許可を受けて「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(道路標識令)」に基づき表示し、または設置される標識は、山梨県屋外広告物条例第9条第1項第2号により適用除外とする。	令和3年3月26日	-
条例第7条 規則別表第1	建植する広告物等に係る表示面積の取り扱いについて	建植広告物(道標・案内図は除く)において、一つの支柱で複数の広告物等が表示又は設置される場合の表示面積の取扱いについては、事業所別等に関わらず一方向から見た時の表示面積の合計で判断することとする。またそれに併せて、高さ規制の判断も行うこととする。 ◆解説図参照	令和3年3月26日	-
規則別表第3	貸し看板に関する内容を表示する広告物について	貸し看板に関する内容を表示する広告物等は、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し又は設置するものには該当しない。	平成26年3月31日	-
条例第7条 規則別表第1	建植する広告物において異なる基準の広告物が設置される場合の取り扱いについて	<p>建植広告物において、自家用広告物と自家用広告物以外(野立・道標案内図等)が同じ掲出物件に表示(設置)されている場合の高さ規制等については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自家用広告物と自家用広告物以外の組合せの場合 <ul style="list-style-type: none"> ○高さ規制、面積規制などそれ別々の規制で行う。 2 自家用広告物以外(野立・道標・案内図等)の組合せの場合 <ul style="list-style-type: none"> ○高さ規制、面積規制などそれ別々の規制で行う。 <p>(注意)</p> <p>※ 規制する高さは、当該広告物を掲出する物件(支柱や桟など)も含まれる。</p> <p>※ 自家用広告物以外の広告物(道標・案内図を除く)は、道路からの距離の基準があるため注意すること。</p> <p>◆解説図参照</p>	令和3年3月26日	-
条例第7条 規則別表第1	のれん及び簡易な日よけ・雨よけに類するものの取り扱いについて	「のれん」や「簡易な日よけ・雨よけに類するもの」の面積の取り扱いは、文字やイメージが伝達される部分のみをカウントする。 また、「のれん」は、建築物を一部でも利用している場合は、外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る。)を適用する。 さらに、「簡易な日よけ・雨よけに類するもの」は、建築物を一部でも利用している場合は、外壁を利用する広告物等(懸垂幕以外。)を適用する。	令和1年12月1日	-
条例第7条 条例第9条	消火栓標識及び踏切における警戒標識の公告について	民間事業者により設置された消火栓を示す標識及び警戒標識を利用して表示される広告物について、許可地域内においては「その他工作物等を利用する広告物等」として、また、禁止地域内においては「道標」として許可するものとする。なお、道標とする場合、表示内容は道標基準に則したものとする。	令和3年3月26日	-

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由						
条例第7条 条例第9条	不動産(土地・物件)に表示設置する広告物について	<p>不動産(土地・物件)に表示設置した広告物については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>①空き地等に設置されている広告物 広告物の分類ごとに下記のとおりとする。 •自家用広告物は不可 理由として、自家用広告物とは、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示、設置するものである。ここでいう事業場とは営業所等(物的施設)があることを基本としているためである。 •非自家用広告物は可(その許可基準を満足することが必要) •自己の管理する土地、物件に管理上必要な広告物(適用除外の広告物となるもの) 取り扱い基準14を満足すること。なお、その土地及び物件の情報のみに限られる営業内容を含む場合も、特別に認める。</p> <p>②賃貸物件の敷地内の工作物等に設置されている広告物 自家用広告物として取り扱う。</p>	令和3年3月26日	-						
条例第7条 条例第9条 規則第13条	屋外において貼紙等を出し入れできる掲示板について	<p>屋外において、貼紙等を出し入れできる写真のような掲示板については、下記の通り取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貼紙一枚ごとに許可等を行うのではなく、赤破線を面積として、建植広告物等の規定を用いることを可(2年許可等)とする。 なお、申請者が、貼紙1枚ごとの許可(60日)を望む場合はこの限りでない。 	令和1年12月1日	-						
条例第7条 条例第9条 規則別表第1	広告物等を表示し、又は設置することが主たる目的である建築物について	建築基準法 第2条第1項の建築物であっても、その主たる目的が広告物の表示又は設置である場合は、建築物を利用した広告物にはならない。	令和1年12月1日	-						
条例第7条 条例第9条	屋上広告物の基本的な取扱いについて	屋根より上部に設置するものは、屋上広告物と判断することを基本とする。	平成31年4月1日	-						
条例第7条 条例第9条	外壁延長部や軒先等を利用した広告物について	<p>建築物の外壁等を上部に延長した部分に広告物を設置した場合については、必要最低限の範囲(広告物を設置する側の軒高から1.6mまで)のみを建築物の外壁として扱うこととし、その範囲を超える場合は、屋上広告物として扱うことを基本とする。</p> <p>軒先や庇の先端を利用した広告物等の設置に関しては、軒高から広告物等の上端までが1.6m以下であり、かつ広告物等の鉛直投影の全体が、背面の屋内の用途を有した建築物と重なって設置されている場合は、壁面広告として設置可能である。</p> <p>不明瞭なものは個別に協議し判断することがある。</p>	令和5年12月1日	上記「屋上広告物の基本的な取扱いについて」から分離						
条例第13条の2 条例第25条 規則第15条の3 規則第20条	管理者の設置義務及び点検義務等の対象としない広告物等について	<p>管理者の設置等(規則第20条第1項)及び点検義務等(条例第13条の2)の対象としない広告物等について、規則第20条第1項に規定する「六 その他前各号に定める広告物等に類するもの」は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>管理者の設置 (条例第25条)</td><td>点検義務等 (条例第13条の2)</td></tr> <tr> <td>建築物の外壁等に直接塗装して表示するもの</td><td>対象としない。</td><td>対象としない。</td></tr> </table>		管理者の設置 (条例第25条)	点検義務等 (条例第13条の2)	建築物の外壁等に直接塗装して表示するもの	対象としない。	対象としない。	平成31年4月1日	-
	管理者の設置 (条例第25条)	点検義務等 (条例第13条の2)								
建築物の外壁等に直接塗装して表示するもの	対象としない。	対象としない。								
規則別表第1共通基準	回転灯の定義について	山梨県屋外広告物条例施行規則別表第1共通基準における「360度にわたる弧を照らす灯火」とは、360度方向に順次発光体を配置し、360度を弧状に順次点灯消灯を繰り返すことにより弧を照らす場合も含まれる。	平成31年4月1日	-						

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日	変更理由
条例第43条	手数料の算定方法について	<p><貼紙・貼札・立看板・電柱、街灯柱等・のぼり等に係る手数料算定></p> <p>1. 貼紙、貼札、立看板、電柱広告物等、のぼり等については、申請書に記載された数量(枚、個、本)を、それぞれの単位(100枚や10枚など)で除して得た値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)に単価を乗じて算出する。 例1)のぼり6本→6本 ÷ (5本までごと) = 1.2 → 2 × 1,000円 = 2,000円</p> <p><アーチ・アドバルーンに係る手数料算定></p> <p>2. アーチ及びアドバルーンについては、申請書に記載された数量(基)にそれぞれ単価を乗じて算出する。 例2)アドバルーン1基 × 1,710円 = 1,710円(照明なし) アドバルーン1基 × 1,710円 × 1.2(割増) = 2,052円(照明あり)</p> <p><車両、船舶等・横断幕または懸垂幕に係る手数料算定></p> <p>3. 広告物ごと(※)の表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。</p> <p>4. 手数料は、広告物の種類毎に表示面積を和して小数点以下の端数を切り上げ、単価を乗じて算出する。なお、車両は、一編成毎に算出し和する。</p> <p><その他広告物等に係る手数料算定>その他とは上記以外の屋上、外壁、突出、建植等</p> <p>5. 広告物ごと(※)の表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。 例3)壁面A 12.505m²→12.50m²、壁面B 5.625m²→5.62m²</p> <p>6. 単価が同一の広告物の面積は合算できるものとする。 例4)壁面A 12.50+建植C 0.53 = 13.03m²</p> <p>7. 表示面積の合計に単価を乗じて算出する際、小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。 例5)壁面Aのみ: 12.50→13m² × 400円 = 5,200円 壁面A+建植C: 13.03→14m² × 400円 = 5,600円</p> <p>(※広告物ごとについて)</p> <p>○建植看板の場合 様数面ある建植看板の場合、1面ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。</p> <p>○壁面・屋上看板・埠利用・その他工作物を利用する看板の場合 板面の場合は、板面の面積ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。 壁面に文字を塗装又は個別の文字板による看板の場合、合計面積を小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。(合計の算出は基準ごと 例: 壁面の合計を端数処理、屋上の合計を端数処理する。) 1つの看板が0.01m²未満の場合、0.01m²とする。</p> <p>◆手数料算定に当たっての留意点◆</p> <p>8. 受けようとする有効期間(60日、1年以内、2年以内、3年以内)毎に申請する</p> <p>9. 様数の広告物がある場合は、建築確認の有(堅ろう)・無(堅ろうでない)に分けた上で、照明ありと照明なしに区分し、さらに広告物の種類毎に算定する。 なお、通電の有無に関わらず、照明装置が付いているものは照明あり(2割増)と区分する。 例6) 照明なし: 壁面A 12.50+建植C 0.53 = 13.03→14m² × 400円 = 5,600円 照明あり: 壁面B 5.62+建植D 2.40 = 8.02→9m² × 480円 = 4,320円</p> <p>また、照明なしを照明ありとして表示面積を合算して算出する方が、手数料が低くなることがあるが(例7)、手数料の算定は(例6)のとおり行う。</p> <p>例7) 照明なし: 壁面A 12.50 = 12.05→13m² × 400円 = 5,200円 照明あり: 壁面B 5.62+建植D 2.40+建植C 0.53 = 8.55→9m² × 480円 = 4,320円</p> <p>10. 条例第9条第1項第3号(関連取り扱い基準14)の3m²控除を受ける場合は、金額が1番高い広告物の面積から機械的に控除するものとする。 例8) いずれも2年内の期間の時: 堅牢なもののかつ照明あり1.5m²(480円/m²)+堅牢でないもののかつ照明あり2m²(720円/m²)+堅牢でないもののかつ照明なし1m²(600円/m²)の場合、金額の高い堅牢でない広告物を3m²分控除し残りを算出する。 1.5m²→2m² × 480円 = 960円 ※この変更に伴い、今まで算定上手数料が一番安くなるように面積を控除していた場合は、広告物の変更申請があるまではその控除面積を適用する。</p> <p>11. 1つの申請書で複数の事業所の申請を行う場合は、手数料の算定は事業所ごとに行い、その金額の合計を納付するものとする。 例9) 事業所 I : 壁面A 12.50→13m² × 400円 = 5,200円 事業所 II : 建植C 0.53+壁面E 10.05→10.58→11m² × 400円 = 4,400円 納付金額: 5,200円 + 4,400円 = 9,600円</p>	令和5年4月1日	端数処理の仕方について追記。